

京都市人権文化推進計画

令和6年度取組実績

京 都 市

◆「京都市人権文化推進計画【改訂版】」における各重要課題等 一覧

I 重要課題別の取組

- 1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり
- 2 子どもを共に育む社会づくり
- 3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり
- 4 障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり
- 5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組
- 6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重
- 7 安心して働き続けられる職場づくり
- 8 感染症患者等の人権尊重
- 9 犯罪被害者等の人権尊重
- 10 刑を終えて更生を目指す人
- 11 ホームレスの人権尊重と自立支援
- 12 高度情報化社会における人権尊重
- 13 L G B T等の性的少数者の人権尊重
- 14 様々な課題
- 15 複数課題に関連する事業

II 教育・啓発、相談・救済の取組

- 1 教育・啓発
- 2 相談・救済

III 計画の推進に関する取組

- 1 推進体制と職員研修
- 2 関係機関、関係団体との連携
- 3 進行管理と評価

※ 本資料では、局の名称を略表記しています。正式名称は以下のとおりです。

総企＝総合企画局

文市＝文化市民局

保福＝保健福祉局

子若＝子ども若者はぐくみ局

教育＝教育委員会事務局

「京都市人権文化推進計画 令和6年度取組実績」について

◆ 概要

京都市人権文化推進計画（以下「同計画」といいます。）は、第1章（基本的な考え方）、第2章（各重要課題について）、第3章（人権施策の推進）、第4章（計画の推進）で構成しており、その進行管理のため、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。

同計画の進行管理については、第2章から第4章までを対象としており、本取組実績は、令和6年度の以下の事業について、それぞれの具体的な内容を掲載しています。

◆ 令和6年度取組実績における取組事業数 449事業（別紙：全事業一覧）

（内訳）

新規事業数 6事業

改善・充実事業数 8事業

継続事業数 435事業

＜参考＞令和5年度取組実績における取組事業数 441事業

新規事業数 5事業

改善・充実事業数 10事業

継続事業数 426事業

1 新規事業一覧（6事業）

事業名	別紙 頁/No.
(1) <u>困難な問題を抱える女性に対する支援事業</u>	P3 No.45
(2) <u>世界人権問題研究センター設立30周年事業</u>	P4 No.69
(3) <u>地域生活支援拠点等のモデル整備</u>	P6 No.118
(4) <u>児童養護施設入所児童等の権利擁護推進事業</u>	P9 No.185
(5) <u>地域障害児支援体制強化事業</u>	P9 No.186
(6) <u>校内サポートルーム整備推進など不登校児童生徒への支援強化</u>	P20 No.428

◆新規事業の概要

(1) 困難な問題を抱える女性に対する支援事業（男女/文市）

＜事業概要＞

令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、性的な被害、家庭の状況その他様々な事情により日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への支援を推進し、女性の福祉増進、人権尊重、男女平等の実現を図る。

具体的には、令和6年度に「困難な問題を抱える女性に対する包括的な支援窓口」を設置（社会福祉法人等に委託）し、これまでのDV相談支援センターの運営で培ってきた支援機関のネットワ

ークや支援ノウハウを生かしながら、支援対象者が安全かつ安心できる環境の下で自立して暮らせるよう伴走型の支援を実施。

<事業実績>

京都市女性のための相談支援センター「みんと」を令和6年7月1日に開所。

- ・ 相談支援件数 724件（令和6年7月～令和7年3月）
- ・ DV（配偶者等からの暴力）に当てはまらない家族間暴力の被害者をはじめ、住居問題や人間関係、性被害、経済問題など幅広い問題を抱える女性の支援が実施できた。
- ・ みんとへの相談で初めてDV関係にあったことが判明し、DV相談支援センターでの支援につながった例も複数あった。

<取組の課題と今後の実施方針>

- ・ みんとでは、区役所・支所での手続きや住宅確保のための同行支援、カウンセリングや弁護士相談の提供、民間シェルターと連携した安全確保等を実施しているが、相談者によっては利用できる福祉施策がなく具体的な支援が困難であるケースも多く、民間団体と協働した支援の必要性が高まっている。

特に若年女性については、自らの問題を客観的に認識できていないケースや、SOSを出せないなど、自ら支援につながるできないケースも多く、問題が深刻化する前の早期発見から支援につなげることが求められている。

- ・ 令和7年度から「民間団体との協働による若年被害女性等支援事業」を開始し、民間団体との協働により、支援対象者に積極的なアプローチを行うアウトリーチ支援、居場所の提供を通じた相談支援、中長期的な自立支援をセットで実施する。これにより、困難を抱えた女性の早期発見からアフターケアまで一貫した女性支援を行い、潜在化している多様なニーズに対応し、女性の自立の推進につなげる。

(2) 世界人権問題研究センター創立30周年記念事業（LGBT／文市）

<事業概要>

令和6年12月に世界人権問題研究センターが創立30周年を迎えるに当たり、30周年記念式典、国際法及びLGBT等の性的少数者の人権に関する国際シンポジウム、30周年記念誌の発行等を行った（シンポジウムは本市共催）。

<事業実績>

○ 令和6年11月2日に世界人権問題研究センター創立30周年記念事業の一環として「性的マイノリティに係る国際シンポジウム」を開催。

- ・ 参加者：58名
- ・ テーマ：性的マイノリティの人権 ―性の多様性と法制度について考える―
- ・ 概要：東アジアで唯一同性婚を承認している台湾における法制度の整備過程を踏まえ、法制度未整備の日本においては、どのような問題や課題が生じているのかをパネリストが議論。

- 令和6年12月9日に世界人権問題研究センター創立30周年記念シンポジウムを開催。
 - ・参加者：200名
 - ・テーマ：国際人権を日本国内の隅々に生かす
 - ・概要：行政機関や地方自治体等に国際人権を浸透させるためにどのような制度が必要か、国内に人権委員会のない日本の現状について議論。
- 創立30周年記念誌「三十年史」を発行。

<取組の課題と今後の実施方針>

- ・ 調査・研究成果の還元により、人権問題に関心が低い方に理解を広げていく必要がある。
- ・ 今回実施したシンポジウム等は、単年度事業となるが、引き続き、調査・研究成果を還元する取組を継続していく。

(3) 地域生活支援拠点等のモデル整備（障害者／保福）

<事業概要>

障害のある方の高齢化・重度化に対応し、「親亡き後」や緊急時に備えた地域全体の支援体制を整備・充実することにより、住み慣れた地域における生活の継続及び入所施設からの地域移行を促進するための取組を実施した。

- ① 地域生活継続・地域移行のためのコーディネート事業
- ② 障害者等緊急時介護人派遣事業
- ③ 一人暮らし体験等事業及び当該事業の利用に係る介護人派遣事業
- ④ 強度行動障害のある方に対する短期入所事業所受入促進事業
- ⑤ 共同生活援助における日帰り体験利用事業

<事業実績>

- ① 地域生活継続・地域移行のためのコーディネート事業：実利用者数41名（相談件数は延べ44件）。

令和6年10月の事業を開始以降、コーディネーターには、緊急時支援に係る相談、一人暮らし体験に係る相談、地域移行（病院・入所）に係る相談が入るなど、相談件数は着実に増加している。

※ ②から⑤の令和6年度実績は0件

<取組の課題と今後の実施方針>

- ・ 事業開始以前より事業所への周知を行っているが、本事業を利用する事業所が限定されており、結果として利用件数が伸び悩んでいる。
- ・ 事業全体として利用実績は少ないが、本事業については潜在的なニーズがあると認識しており、令和7年度は事業所に対し小規模な説明会を複数回実施予定。制度理解を深め、本事業の活用に繋げると共に、より使いやすい事業となるよう、制度の見直しも検討する。

(4) 児童養護施設入所児童等の権利擁護推進事業（子ども／子若）

<事業概要>

令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律により、都道府県（指定都市を含む。）は子どもの権利擁護の推進に関して、新たに「意見表明等支援事業※」の実施に努めることや、子どもの権利擁護に係る環境整備を行うことが定められた。

※ 児童相談所等において、入所する子どもが意見表明する機会を確保するとともに、子どもの意見表明を支援するため、子どもの福祉に関する知識又は経験を有する第三者（意見表明等支援員）を定期的に派遣する事業。

法改正の趣旨を踏まえ、子どもの意見聴取を適切に実施するとともに、子どもの意見表明を支援するため、意見表明等支援事業を実施した。また、子どもから意見表明や権利救済に関する申立てがあった場合に第三者機関が調査・審議し、必要に応じて児童相談所等に意見具申する仕組みを構築するとともに、子どもの権利擁護及びその取組に係る研修を実施し、本市職員や施設職員等の理解醸成を図った。

<事業実績>

- 令和6年4月に「京都市はぐくみ推進審議会 児童福祉分科会 子どもの権利擁護部会」を設置し、児童相談所と関わりのある子ども等から、子どもの権利救済に関する申立てがあった場合に、第三者機関が公正中立な調査審議を行い、児童相談所等へ意見具申する仕組みを構築した。
- 令和6年12月から一時保護所を対象に、意見表明等支援事業を開始。一時保護所への意見表明支援員の派遣を9回実施し、毎回一定数の子どもからの意見表明につながっており、意見表明を受ける職員も含め、取組が定着してきている。
- 令和6年12月から令和7年1月にかけて、本市職員及び児童養護施設等の職員を対象にした、子どもの権利擁護に関する研修を計6回実施し、計169名が参加。アドボケイト※の重要性の認識の向上につながったほか、関係機関同士の理解も深まった。

※ アドボケイト (advocate) とは、権利を主張することが難しい人々の代わりに、その権利を擁護し、支援する役割を担う人のことをいう。特に、子ども、高齢者、障害者など、自身の意思を表明することが困難な人々を支援する役割を担う。

<取組の課題と今後の実施方針>

- 一時保護所のみでなく、児童養護施設等で生活する児童に対して意見表明等支援事業を対象に加えるなど、権利擁護の取組の拡充、周知に向けて検討を行う必要がある。
- 令和6年度の取組を継続するとともに、児童養護施設への取組の拡充に向けて対象施設等と協議し、取組を推進する。

(5) 地域障害児支援体制強化事業（子ども／子若）

<事業概要>

令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律により、主に未就学の障害児の発達支援を行う児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化された。具体的には下記4つの機能について整備を進めることで、障害児やその家族への支援体

制の強化を図ることが求められている。

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核機能
- ④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

これを受けて、市内9か所（公営・民営）の児童発達支援センターにおいて、中核的役割を担うための機能の整備を進め、地域の障害児支援に係る体制強化を図った。

<事業実績>

- ・ 地域の障害児通所事業所等に対する助言、指導：延べ80回
- ・ 地域の保育所等に対する助言、指導：延べ145回
- ・ 地域の事業所等への研修等の実施：延べ受講者171人

<取組の課題と今後の実施方針>

上記の取組を通して、地域の障害児通所事業所の支援力向上、地域の保育所等における受入れ体制の向上につながった。引き続き、児童発達支援センターの機能の整備を進め、地域の障害児支援に係る体制強化に努める。

〔6〕校内サポートルーム整備推進など不登校児童生徒への支援強化（子ども／教育）

<事業概要>

令和5年3月に文部科学省が策定した「COCOLOプラン」において、多様な学びの場の確保や保護者支援の拡充など、不登校対策の一層の充実が示されたことを踏まえ、新たに校内サポートルームの整備推進やスクールカウンセラー等の増員配置など新たな不登校を生まないための取組や児童生徒・保護者支援のための体制整備をより一層推進し、全国と同様に増加傾向にある不登校児童生徒への支援体制の更なる充実を図った。

<事業実績>

- ・ 全京都市立小学校・中学校（義務教育学校含む）において、空き教室や会議室等を活用した校内サポートルームの環境整備を推進し、また、校内サポートルームでの見守りや学習支援を行う「子ども支援コーディネーター」を、中学校ブロック単位で18名増員配置（延べ27名配置）した。
- ・ スクールカウンセラーについて、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）及び一部大規模校等へ増員配置、教育支援センターへ新規配置を行った。
- ・ ふれあいの杜について、利用者の利便性を向上させることを目的として、市有施設を活用し、サテライト3学習室（京都駅南・太秦天神川・醍醐）を開室した。
（サテライト学習室の入級実績：京都駅南10名、太秦天神川2名、醍醐4名）
- ・ また、令和6年10月から、実証研究「オンラインの居場所」として、民間業者へ業務委託し、メタバース空間に設けた仮想教室で、ふれあいの杜通級生を対象にオンライン学習を先行実施。令和7年1月からは、京都市立小・中・義務教育学校に在籍する小学校4年生から中学校3年生のうち、長期欠席傾向にある児童生徒へと対象者を拡大し、実証研究を実施した。

<取組の課題と今後の実施方針>

- 子ども支援コーディネーター未配置校においても、校内サポートルームの環境整備やルール作り、教職員の連携が進むよう、引き続き取り組む必要がある。
- 増加傾向にある不登校児童生徒への支援体制の更なる充実を図る必要がある。
- 校内サポートルームの整備推進については、国や府の補助金等を活用しながら、作成した事例集「校内サポートルームの充実に向けて」を支援のヒントとして、各校の取組の更なる充実を図る。
- サテライト学習室や、オンラインの居場所事業については、令和6年度の入級実績や取組成果等を踏まえ、今後の取組の更なる充実を図る。

2 改善・充実事業一覧（8事業）

事業名	別紙 頁/No.
(1) 外国籍市民総合相談窓口の運営	P2 No.26
(2) 文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業	P2 No.30
(3) <u>性的少数者の方々の生きづらさ、困難の解消に向けた支援（パートナーシップ宣誓制度の都市間連携、市民ぐるみ「多様な性の在り方が尊重される京都」推進ネットワークの取組）</u>	P4 No.68
(4) <u>専門相談員の設置（障害を理由とする差別の解消の推進）</u>	P5 No.88
(5) 重度心身障害者医療費支給事業	P6 No.113
(6) 重度障害老人健康管理費支給制度	P7 No.137
(7) 人権啓発動画を活用した人権啓発	P14 No.287
(8) <u>医療的ケアが必要な児童生徒への学校看護師体制の強化</u>	P20 No.420

◆改善・充実事業の概要（主な事業のみ）

(1) 外国籍市民総合相談窓口の運営（多文化／総企）

<事業概要>

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会には、より一層、外国籍市民が安心して過ごせる受入環境整備が重要となっており、本市では、京都市国際交流会館内に「外国籍市民総合相談窓口」を設置し、英語等で、出産・子育てや教育などの各種相談に対応している。

本市ベトナム籍市民の増加に伴い、行政知識を持つ通訳者による行政通訳相談事業において、既存の英語・中国語での通訳相談員に加え、令和6年度から、ベトナム語通訳相談員を新規雇用し、行政通訳相談体制を拡充した。

<事業実績>

- 令和6年度は、ベトナム語での行政通訳相談を拡充し、増加するベトナム籍市民への相談対応にも円滑に応じることが可能となった。（ベトナム語対応実績：93件。）また、ベトナム語については、対面もしくは電話での対応に加え、メールでの問い合わせも対応可能とした。
- 相談窓口での対応件数：令和4年度9,388件、令和5年度8,984件、令和6年度9,313件

<取組の課題と今後の実施方針>

- 外国籍市民が年々増加する中、相談件数の増加や、相談内容の複雑化、多言語対応の困難が予想される。とりわけ、ベトナム籍市民以外にもミャンマー、ネパール等の外国籍市民が増加しており、追加言語対応の是非やメール、オンライン等を活用した相談ツールの拡充を検討する必要がある。

また、令和6年度に開設したベトナム語での相談対応については、さらなる利用に向けて対外的に一層周知していく必要がある。

- 令和7年度実施の外国籍市民への実態把握調査(アンケート調査)により、多言語対応や相談ニーズ等を把握し、今後の相談対応の拡充について検討していく。
- また、ベトナム籍市民を雇用している企業、ベトナム人コミュニティ等関係団体に積極的な周知を行う。

(2) 文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業(相談・障害者・多文化/文市)

<事業概要>

文化芸術により社会課題や困難の緩和につなげ、共生社会を実現するための基盤をつくることを目的として、(一社)HAPS*の東九条拠点である「HAPS HOUSE」が、アーティストや文化芸術関係者、地域の人々を繋げる拠点・ハブとなるべく、学生や若手芸術家の展覧会やイベント等を継続的に実施しながら、HAPS 事業の発信を強化することで「拠点機能」の充実を図った。

また、文化芸術と社会課題をつなぐコーディネーターの育成に取り組むことで、京都全体の文化芸術を基軸とした地域の活性化を図るとともに、文化芸術による社会課題や困難の緩和に取り組む。

※ 東山 アーティスツ・プレイスメント・サービス(略称:HAPS)
芸術家と芸術を支える人のためのよろず相談所。若手芸術家が京都市内に居住し、活動し続けることができる環境を整えるために居住・制作・発表、仕事コーディネートなどの包括的な支援活動を行う。

<事業実績>

「HAPS HOUSE」が京都駅周辺に集うアーティストや文化芸術関係者、地域の人々を繋げる拠点・ハブとなるべく、以下の2つの事業を実施。

- ① 相談事業(SW/AC)を継続的に実施するとともに、「朝の談話室 ことば で 調える」を計5回開催。
- ② 文化芸術と社会的課題をつなげる人材を継続的に育成するため、アシスタントコーディネーター(人材育成対象者)を1名採用し、相談事業のディレクターの下で各種事業に従事し、実地訓練を行うとともに、HAPS HOUSE の運営体制の強化につなげた。

<取組の課題と今後の実施方針>

- 文化芸術により社会課題や困難の緩和につなげ、共生社会を実現する基盤をつくるため、文化芸術と社会的課題をつなげる人材の育成が必要。引き続き、R6に採用した育成対象者1名の育成・実地訓練に取り組む。
- また、情報発信とあわせて、HAPS HOUSE でイベント等を開催するなど、引き続きHAPS HOUSE が文化芸術関係者・地域の人々をつなぐハブとなるよう取組を継続する。

(3) 性的少数者の方々の生きづらさ、困難の解消に向けた支援パートナーシップ宣誓制度の都市間連携、市民ぐるみ「多様な性の在り方が尊重される京都」推進ネットワークの取組 (LGBT/文市)

<事業概要>

性的少数者の生活における困難や人権課題の把握に努め、当事者が日常生活の中で抱える不安や生きづらさを解消し、多様な性の在り方に対する社会の更なる理解促進につなげるための取組を推進した。

具体的には、令和6年度は、新たに以下のことに取り組んだ。

- パートナーシップ宣誓制度について、都市間連携の枠組みを全国に拡充。
- 令和5年度4月に立ち上げた「市民ぐるみ「多様な性の在り方が尊重される京都」推進ネットワーク」において、多様な性の在り方に対する社会の更なる理解促進につながる取組を実施。

<事業実績>

- パートナーシップ宣誓制度都市間連携
これまでから進めてきた都市間連携を、令和6年度末には全国188自治体にまで拡大した。
 - ・ 令和4年度：福知山市、向日市と連携開始
 - ・ 令和5年度：継続して近隣の自治体と連携
 - ・ 令和6年度：4月には大阪府内（大阪市含む）、兵庫県内（神戸市含む）及び京都府内の自治体と連携拡大（連携数：42自治体）。さらに11月には全国125自治体と連携を開始（連携数：169自治体）。年度末には188自治体に連携を拡充。
- 市民ぐるみ「多様な性の在り方が尊重される京都」推進ネットワーク
令和6年度に実施した「多様性に関する絵本」の企画においては、クラウドファンディングで123名の支援者から支援をいただき、また、完成した絵本は634の児童関連施設に寄贈することができた。本取組を通して、多くの方に性の多様性について知り、考える機会を作ることができた。
【クラウドファンディング結果】
支 援 額：1,675,000円
支 援 者：123名（当事者に限らず、全国の企業、学生など幅広く支援いただいた。）

<取組の課題と今後の実施方針>

- ・ LGBT等の性的少数者については、近年、社会の認識は広まってきているものの、性的少数者の人権課題に関する社会の理解はまだ十分に進んでいないため、性の多様性や性的少数者に関する正しい知識を普及・促進し、誰もが生きやすい社会の実現を目指す必要がある。
今後も、市民ぐるみ「多様な性の在り方が尊重される京都」推進ネットワークをはじめとした各種啓発活動や、パートナーシップ宣誓制度都市間連携の拡充等、様々な取組を推進していく。

(4) 専門相談員の設置（障害を理由とする差別の解消の推進）（障害者／保福）

<事業概要>

令和6年4月1日から、改正障害者差別解消法及び同法基本方針が施行されたことにより、これまで努力義務であった「事業者の合理的配慮の提供」が義務化され、基本方針に「地域におけ

る障害を理由とする差別の解消を促進し、共生社会の実現を図るため、市民にとって身近な市区町村が基本的な窓口の役割を果たすことが求められる。」旨が新たに規定された。

また、同日施行された改正精神保健福祉法で、精神科病院における障害者虐待の通報が義務付けられた。

これらを受けて、地域における障害を理由とする差別の解消を促進し、共生社会の実現を図るため、市民にとって一番身近な本市において、障害者差別相談体制を充実させるとともに、障害者虐待通報等の専門相談員を設置した。

- ・ 配置時期：令和6年4月～（週3勤務・1名）
- ・ 業務内容：障害を理由とする差別解消の相談窓口業務、障害者虐待の通報に関する一次的な相談窓口業務

<事業実績>

令和4年、5年度は民間事業者からの相談については、原則、京都府が対応していたが、令和6年4月1日から、改正障害者差別解消法及び同法基本方針が施行されたことにより、京都市内の民間事業者に関する京都市への相談が増加した。障害者差別相談及び障害者虐待通報等の専門相談員を設置したことで丁寧な対応が実施できた。

- ・ 障害を理由とする差別の相談対応件数：
令和4年度14件、令和5年度11件、令和6年度35件
- ・ 精神科病院における障害者虐待に関する通報受付件数
令和4年度一、令和5年度一、令和6年度20件

<取組の課題と今後の実施方針>

- ・ 専門相談員を設置することで個別ケースの丁寧な対応や民間事業者への普及啓発を行うことができたが、現時点では障害者差別解消法に対する民間事業者の理解は、十分とは言えない状況にある。引き続き、障害者差別解消法について、社会全体の理解度向上のために、普及啓発を行う。

(8) 医療的ケアが必要な児童生徒への学校看護師体制の強化（子ども／教育）

<事業概要>

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、医療的ケアが必要な児童生徒本人やその家族に対する適切な支援について地方公共団体の責務等が規定された。

小・中学校等へ通学する医療的ケア児が近年増加傾向にあることから、より安心・安全かつ安定した医療的ケア実施体制を確立するため、学校看護師の増員を行い、総合支援学校を拠点に小・中学校等へ派遣する京都ならではのチーム体制を構築した。

<事業実績>

医療的ケア児については、必要な児童生徒が在籍する学校への看護師配置が必要不可欠な状況の中、対象児童生徒の増加に対応するため、学校看護師を配置し、令和3年度からは、学校看護師の指導・支援や保護者・医療機関との連絡調整等を担う「医療的ケア（自立活動）担当教員」

を総合支援学校に配置している。当該教員については、令和6年度までの採用により、地域制総合支援学校における1校1名体制を構築した。

また、総合支援学校において、医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗車できない児童生徒を学校まで送迎している保護者の負担軽減を図るため、福祉タクシー等の車両に看護師（民間）が同乗し、学校と自宅の間を送迎（回数上限あり）する通学支援を令和4年度に開始した。さらに、令和5年度からは、回数の上限なく利用できるように対応している。

<取組の課題と今後の実施方針>

- 小学校等に通学する医療的ケア児の増加に伴い、看護師のさらなる増員が必要となる中、その安定的な確保や、学校看護師が欠勤する際に、保護者に付添い等の負担をかけないなど、保護者の負担軽減はもとより、学校看護師自身が、より安心して働くことができる体制の構築が必要となる。また、より安全な医療的ケアができるよう、学校看護師の資質向上を図る必要がある。
- 総合支援学校の学校看護師による巡回制の実施拡大を図るなど、医療的ケア担当教員が核となる、本市ならではのチーム体制を構築し、医療的ケア児が安心・安全に学校生活を送り、保護者にも安心していただける体制づくりに努める。また、学校看護師の資質向上に向け、ニーズに応じた医療的ケアに関する研修を行う。